

橋本保育所





病気(学校感染症)について

集団生活する子どもたちの健康には十分心がけていますが、万一病気にかかったたら、まず本人の健康回復に心がけ症状が重くならないように、また、感染性の病気の場合は周囲の子どもたちにうつさないためにも登所を遠慮していただいております。

感染性の病気については、学校保健安全法によって「集団生活において予防すべき感染症」が定められています。

【学校感染症とは?】

平成21年4月に学校保健安全法施行令が施行され、その中の学校保健安全法施行規則を橋本保育所の感染症対策の基本として行うこととします。 学校保健安全法施行規則による感染症の定義は次の三種類に分類されています。

- 第一種 伝染力が強く重症で危険性の高い病気で、病気が治るまで出席できない。(法定伝染病等)
- 第二種 主に飛沫感染(くしゃみ、咳、会話などによって病原体が飛び散ってうつる)によって広がる病気。
- 第三種 学校などで流行が広がる可能性のあるもので、「他へ伝染するおそれがないことが医師によって認められるまで」が出席

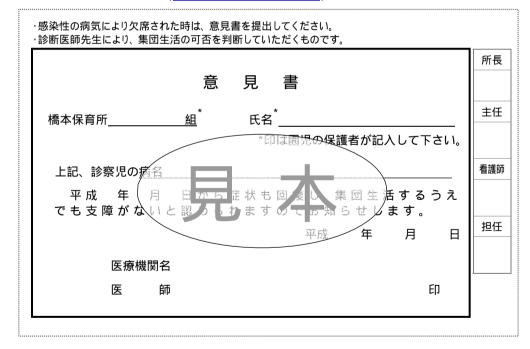
停止期間の基準となっている。なお、第三種の中で溶連菌感染症や手足口病などのように日常よく見られるものが「その他の伝染病」として区別されている。これらには一定の出席停止の基準は設けられてはいないものの、その時々の発生や流行動向によっては、医師による主席停止の指示にしたがう必要があります。

【感染症にかかった時は?】 【治癒の後、登所の際は?】

学校保健安全法では、感染症にかかった生徒・園児は、学校・保育園・幼稚園の登校・登園を停止することを指示しております。

感染症にかかった場合は、速やかに連絡して下さい。そして、医師の診断及び治療を受けられ、病気が治癒し、または他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、医師より**意見書**に記入してもらい、保育所へ提出しお子さんを登所させるようにしてください。用紙は保育所、又は<u>保育所ホームページ</u>にありますのでご利用ください。

(http://www.hans.ed.jp)



【乳幼児に多い「うつる病気」】

各感染症の病名や症状は別紙「感染症の一覧表」をご覧下さい。

平成 26 年 3 月